

# 和歌山市不良空家の除却に係る補助金の交付事業 補助申請のご案内

周辺環境に悪影響を与え、防災上の問題がある空き家が市内に増加しています。その状況を踏まえ、老朽化の進んでいる空き家を対象として、自ら撤去する場合に、撤去費用の一部を補助する制度です。

受付開始 令和6年5月13日（月）～（土日祝は除く）  
募集件数 予定55戸（先着順）

## 1. 対象

不良空家の認定申請の時点で、居住の用に供されなくなってからおおむね1年以上経っており、周囲に悪影響を及ぼしている空き家で、かつ市の不良空家の認定を受けたもの。  
\*不良空家の認定基準については、お問合せください。（屋根や壁など、かなり老朽化したものに限られません。）

## 2. 補助金額

空き家の除却費用の3分の2（上限50万円）  
\*延べ面積が約30㎡を下回る場合は、補助の上限が50万円未満となる可能性があります。

## 3. 申請者

- ・空き家の所有者
- ・空き家の所有者の相続人
- ・空き家の所有者の同意が得られている場合の土地所有者
- ・空き家の所有者の同意が得られている場合の自治会  
（所有者、相続人、土地所有者については、過去に同補助金の交付を受けた方を除く。）

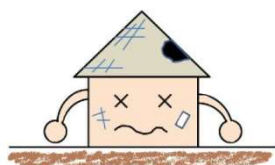
## 4. 補助対象工事（以下のすべてを満たす必要があります。）

- ・認定不良空家及びその敷地内にある工作物（門、塀など）のすべてを除却する工事であること。
- ・本市に本店を置く法人又は本市の住民基本台帳に登録のある者が行う工事であること。
- ・建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けている者が行う工事であること。

## 5. 提出書類について

裏面に申請の流れと提出書類について記載していますので、ご確認ください。  
不良空家の認定については、事前にご連絡ください。

不明な点などございましたら、下記連絡先にお問合せください。



連絡先 和歌山市 都市建設局 建築住宅部  
空家対策課（本庁舎8階）  
TEL 073-435-1091  
FAX 073-435-1277

# 補助申請の流れ

不良空家の認定を受ける前に空家対策課に相談してください。

